

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第14号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市給与条例附則第21項の規定による給料月額に関する規則の一部改正)

第1条 瀬戸市給与条例附則第21項の規定による給料月額に関する規則(令和4年瀬戸市規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市給与条例附則第19項の規定による給料月額に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)附則第19項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員に対する通知)</p> <p>第2条 任命権者は、給与条例附則第19項又は第20項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、市長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。</p> <p>(雑則)</p>	<p>瀬戸市給与条例附則第21項の規定による給料月額に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)附則第21項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員に対する通知)</p> <p>第2条 任命権者は、給与条例附則第21項又は第22項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、市長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。</p> <p>(雑則)</p>

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第19項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第20項の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第21項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第22項の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
---	---

(瀬戸市定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則の一部改正)

第2条 瀬戸市定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則(令和4年瀬戸市規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <省略>	(1) <省略>
(2) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第21項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。以下同じ。)を延長された管理監督職を占める職員をいう。)又は第3項特例任用職員(定年条例第9条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管	(2) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第23項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。以下同じ。)を延長された管理監督職を占める職員をいう。)又は第3項特例任用職員(定年条例第9条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管

理監督職を占める職員をいう。)であったものをいう。

(3) 特定日 給与条例附則第19項に規定する特定日をいう。

(4)から(9)まで <省略>

(給与条例附則第21項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第21項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)及び(2) <省略>

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日と同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

理監督職を占める職員をいう。)であったものをいう。

(3) 特定日 給与条例附則第21項に規定する特定日をいう。

(4)から(9)まで <省略>

(給与条例附則第23項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第23項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)及び(2) <省略>

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第21項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日と同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

(人事交流等職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第5条 初任給規則第6条第6項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第19項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として

(1)から(4)まで <省略>

2及び3 <省略>

(人事交流等職員に対する給与条例附則第26項の規定による給料の支給)

第5条 初任給規則第6条第6項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第21項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第21項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第26項の規定による給料として

支給する。 2及び3 <省略> (雑則) 第6条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の支給に関し必要な事項については、市長が定める。	支給する。 2及び3 <省略> (雑則) 第6条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の支給に関し必要な事項については、市長が定める。
---	---

(瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則(昭和39年瀬戸市規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>第3条の4 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 <省略></p> <p>(条例附則第19項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p>	<p>(条例附則第21項の規定の適用を受ける職員の支給額)</p> <p>第3条の4 条例附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 <省略></p> <p><u>(特殊勤務手当の額の特例)</u></p> <p>3 <u>第5条の3第3項の規定による特殊勤務手当の支給日額に関する規定は、条例附則第19項及び第20項に規定する作業に従事する作業に従事した場合の支給日額には、適用しない。</u></p> <p>(条例附則第21項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p>

<p>3 条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の2第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>	<p>4 条例附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の2第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年7月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作業に従事した者に係る改正前の瀬戸市職員の給与等に関する規則附則第3項の規定による特殊勤務手当の額の特例については、なお従前の例による。